

【フラット35】諸費用明細表(購入用)

(金融機関名)

全宅住宅ローン 株式会社

御中

記入日: 年 月 日

お申込人(自署)(氏名)

連帯債務者(自署)(氏名)

私(連帯債務者を含みます。)は、【フラット35】の借入れの対象となる諸費用について、次のとおり申し出ます。この諸費用明細表の金額に変更があった場合は、速やかに申し出ます。
なお、この申出に虚偽があった場合は、融資金全額を一括で返済いたします。

【表1】

金額欄に金額を記入してください。参考金額を超えて記入する場合等は確認書類をご提出いただく場合があります。
なお、売買契約書に計上されている項目の金額については、明細書には記載しないでください。

借入れの対象となる諸費用		金額(円)	参考金額
①	住宅の敷地に水道管又は下水道管を引くための費用(水道負担金等)		150,000円
②	・適合証明検査費用 ・住宅性能評価関係費用		210,000円
③	・長期優良住宅の認定を受けるための費用 ^{※1} ・認定低炭素住宅の認定関係費用 ^{※2} ・建築物省エネ法に基づく評価、認定にかかる費用		60,000円
④	・既存住宅売買瑕疵保険の付保に係る費用【中古購入・リノベ(リフォーム一体タイプ)のみ】 ・ホームインスペクション(住宅診断)、耐震診断に係る費用		210,000円
⑤	固定資産税・都市計画税の清算金 (取得対象住宅、その敷地及び土地取得費の対象とした土地の購入に伴い、 売主と清算を要したものに限ります。)		100,000円
⑥	火災保険料 ^{※3} (積立型火災保険商品 ^{※4} を除きます。)及び地震保険料 ^{※3}		— ^{※5}
⑦	登記費用 (司法書士報酬、土地家屋調査士報酬(交通費等の諸経費を含みます。)、登録免許税)		220,000円

※1 長期優良住宅の認定に係る費用で、登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用および所管行政庁への認定申請手数料が対象となります。

※2 認定低炭素住宅の認定に係る費用で、登録建築物調査機関または登録住宅性能評価機関への技術的審査依頼費用および所管行政庁への認定申請手数料が対象となります。

※3 保険契約に付随する特約(オプション)に係る費用を含みます。

※4 満期時に一定の金銭(満期返戻金など名称は問いません。)を受け取ることができる特約(オプション)のある商品を選びます。

※5 加入プラン決定後に見積書等をご提出いただく場合があります。

(金融機関記入欄)

【表2】【フラット35】の借入れ対象となる諸費用

借入れの対象となる諸費用		金額(円)
⑧	住宅購入に係る仲介手数料(契約書等で確認を実施する分)	
⑨	融資手数料	
⑩	請負契約書、売買契約書に貼付した印紙代(お客さまの負担分)	
⑪	金銭消費貸借契約証書に貼付する印紙代(お客さまの負担分)	
⑫	つなぎローンに係る費用(金利、融資手数料など)	
⑬	その他借入れ対象となる費用(領収書等で確認を実施する分)	

諸費用の合計

【表1】【表2】の合計		
請負契約書等で確認した諸費用(原本確認を実施した諸費用)		
諸費用(合計) ※万円未満は全て切り捨て		